

原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法施行令の一部改正（第三条関係）

一 題名を原子力委員会設置法施行令に改めること。

二 原子力安全委員会に関する規定を削除すること。

第二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）

一 原子力の安全の確保のための規制に関する規定の主務大臣を、原子力規制委員会とすること。

二 主務大臣の変更に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十一条第八項の規定による関係行政機関の長への通報その他の手続につき所要の整備を行うこと。

三 原子力規制委員会は、特定原子力施設に関する実施計画の認可等をする場合においては、あらかじめ国家公安委員会等の意見を聴くこととすること。

第三 放射線審議会令の一部改正（第五条関係）

一 専門委員は、原子力規制委員会委員長が任命すること。

二 放射線審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理すること。

第四 電気事業法施行令の一部改正（第七条関係）

原子力発電工作物に関する事項に関する主務大臣を、原子力規制委員会及び経済産業大臣とすること。

第五 原子力災害対策特別措置法施行令の一部改正（第十四条関係）

- 一 原子力事業者防災業務計画の作成等に当たってあらかじめ協議すべき関係周辺都道府県知事の要件について定めること。

- 二 その他関係規定について所要の整備等を行うこと。

第六 特別会計に関する法律施行令の一部改正（第二十五条関係）

- 一 原子力安全規制対策に係る措置を追加するとともに、これに伴う所要の改正を行うこと。
- 二 原子力安全規制対策の新設に伴い、エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等について所要の改正を行うこと。

第七 内閣府本府組織令の一部改正（第三十二条関係）

大臣官房及び大臣官房企画調整課の所掌事務に原子力災害に対する対策に関すること等を追加すること。

第八 文部科学省組織令の一部改正（第三十四条関係）

一 科学技術・学術政策局及び同局原子力安全課の所掌事務から、原子力規制委員会設置法により文部科学省の所掌事務から削除されたものを削除すること。

二 原子力安全課の課名を「放射線対策課」に改めること。

第九 経済産業省組織令の一部改正（第三十五条関係）

一 商務情報政策局の所掌事務に、原子力安全・保安院が行っていた産業保安に関する事務を追加すること。

二 産業保安に関する事務を商務情報政策局に担わせるため、商務情報政策局に保安課、電力安全課及び鉱山・火薬類監理官を置くこと。

三 産業保安監督部等に係る所要の規定を整備すること。

四 原子力安全・保安院に関する規定を削除すること。

第十 国土交通省組織令の一部改正（第四十条関係）

海事局並びに同局安全基準課、検査測度課及び海技課並びに港湾局及び同局技術企画課の所掌事務から、原子力規制委員会設置法により国土交通省の所掌事務から削除されたものを削除すること。

第十一 環境省組織令の一部改正関係（第四十一条関係）

一 大臣官房会計課の所掌事務にエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること等を追加すること。

二 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の所掌事務に、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質により汚染された廃棄物に関することを追加すること。

三 水・大気環境局の所掌事務に、原子炉の運転等に起因する事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）を追加すること。

四 総合環境政策局環境保健部に、命を受けて、公害に係る健康被害の補償及び予防に関する事務のうち重要事項に係るものをつかさどる参事官一人を置くこと。

第十二 その他関係政令について、所要の整備等を行うこと。（第一条、第二条、第六条、第八条から第十三条まで、第十五条から第二十四条まで、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十六条から第三十九条まで並びに附則第四条及び第五条関係）

第十三 附則関係

一 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行すること。（

附則第一条関係）

二 所要の経過措置等を定めること。（附則第二条及び第三条関係）